

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律及び国税通則法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととする。（第 3 条、第 5 条、第 6 条の 2、第 29 条の 2 関係）
- 2 この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとする。（附則関係）